いちはら 暮らしの情報

2012 秋

梅ヶ瀬渓谷

目次

P1　暖房器具を使う前に

P2,3 **クーリング･オフの基礎知識**

P4　イベント開催状況

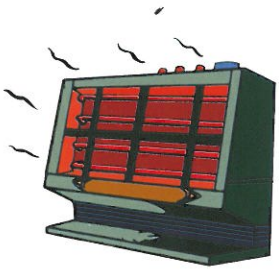

暖房器具を使う前に

長かった夏も終わりすっかり涼しくなりました。

本格的に寒くなる前に、暖房器具の準備を始めている方もいらっしゃるのではないでしょうか？

暖房器具を使う前には、取扱説明書をよく読んで点検(下記チェックポイントを参照)と掃除を行うことをお勧めします。

チェックポイント以外にも気になる部分があった場合は使用を中止し販売店やメーカーに相談しましょう。

もちろん、ホコリを掃除することも重要です。

事故の防止とともに暖房効率のアップも見込めますよ！！

事故につながる前に、
点検・掃除を！

チェックポイント

- リコール品に該当していないか？
- 電源コードやプラグにヒビがないか？
- 電源を入れるとコードやプラグに発熱がないか？
- 古い灯油が入っていないか？
- ガスホースの割れがないか？
- 給油口・口金のサビ，変形，破損がないか？

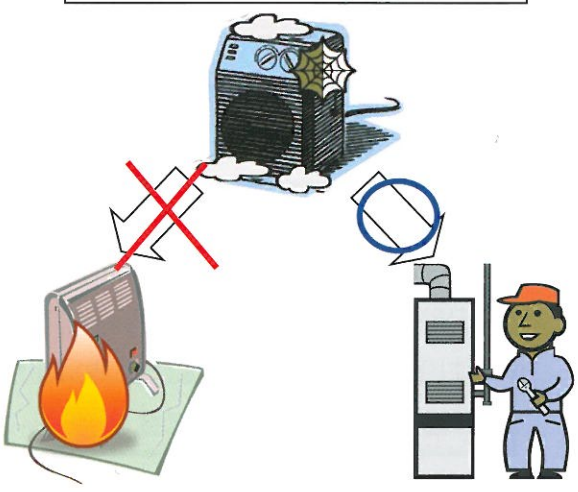

クーリング・オフの基礎知識

クーリング・オフ制度とは、消費者が契約した後で冷静に考え直す時間を与え、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。

クーリング・オフができるのはどんな時？

クーリング・オフができる取引は、法律や約款等に定めのある場合に限られます。

特定商取引法では、消費者トラブルの多い次の５つの販売方法についてクーリング・オフのルールが定められています。

特定商取引法の場合

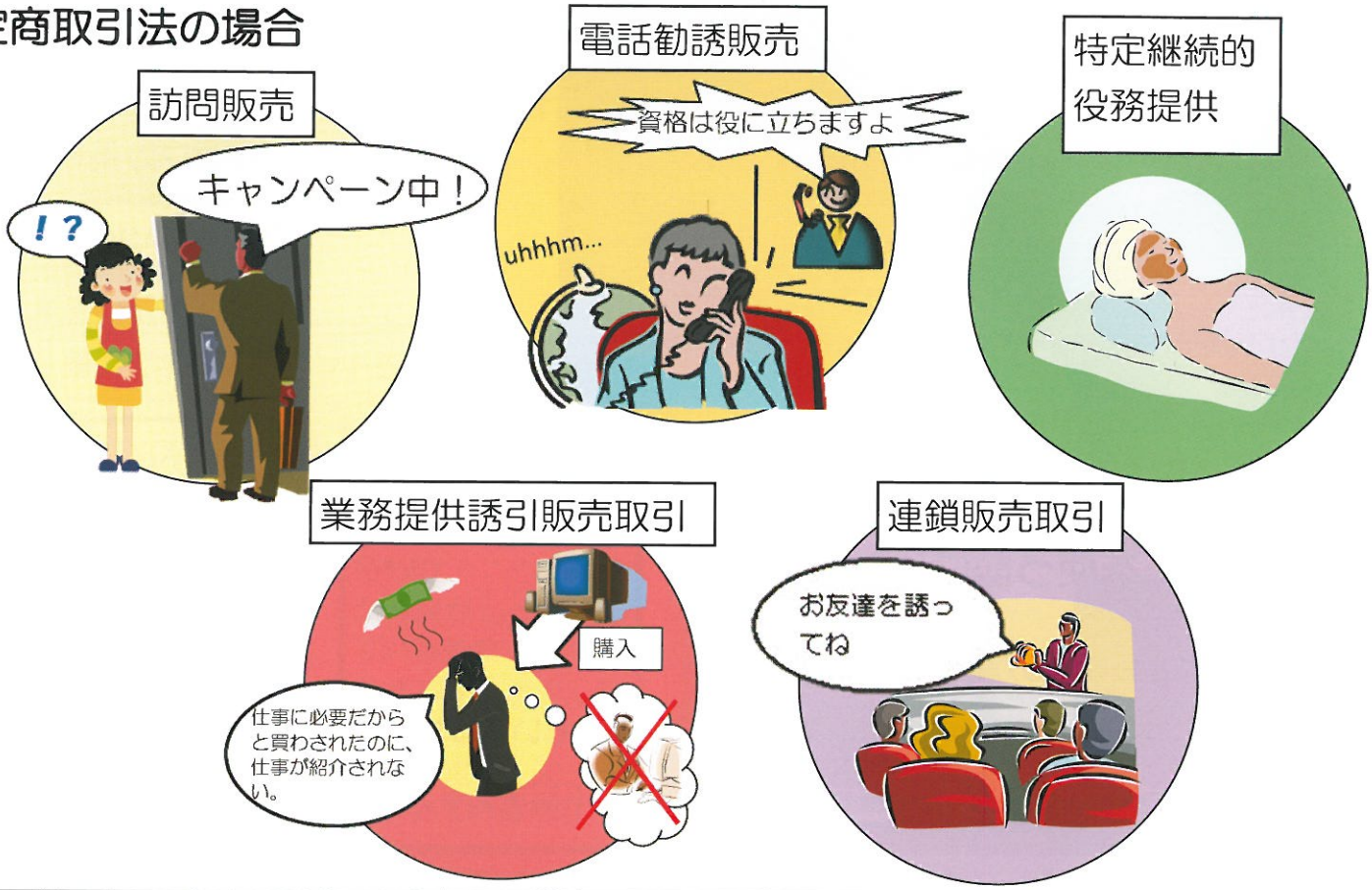

訪問販売	店舗（事業者の営業所）外での訪問販売 *	クーリング・オフ期間は、契約書を受け取ってから８日間
電話勧誘販売	電話勧誘による取引	
特定継続的役務提供	エステティックサービス、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス（すべて店舗契約を含む）	
業務提供誘引販売取引	いわゆる内職商法（店舗契約を含む）	２０日間
連鎖販売取引	いわゆるマルチ商法（店舗契約を含む）	

* 路上で呼びとめられて営業所に連れて行かれた、または販売の目的を告げられず電話などで呼び出されて営業所等へ出向いた場合はクーリング・オフが可能

こんな場合はクーリング・オフできません！

- ✎自分から店舗に出向いたり、自分で業者を呼んで買った場合
- ✎自動車・自動車リースの契約
- ✎使用してしまった消耗品（健康食品や化粧品など）
- ✎３０００円未満の現金取引

クーリング・オフ　実践編　～訪問販売の場合～

＜　事　例　＞

Ａ子さんは、**自宅に突然訪問**してきた業者に、**３０万円の布団**を勧められ、購入する契約をしました。しかし**翌日**、布団はたくさんあるのに買ってしまったことを後悔し、解約したいと思いました。さて、クーリング・オフはできるでしょうか？

☑ 契約場所は、自宅や喫茶店、路上など、営業所や店舗以外の場所である

☑ 契約書を受け取った日から、８日以内である。

☑ 代金は３０００円以上である。

この契約の場合、Ａ子さんは、布団の契約をクーリング・オフすることができます。

クーリング・オフの方法

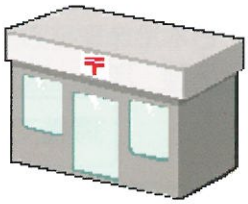

●その契約を解除したい旨を、クーリング・オフ期間内に書面で送ります（発送した証拠を残すため、特定記録郵便または簡易書留で）。

●クレジット契約を結んでいる場合は、クレジット会社にも必ず出します。

●書面は、送る前に両面ともコピーを取り、保管しましょう。

クーリング・オフの記載例

(販売会社宛)

契約解除通知書

契約年月日　平成○○年○○月○○日
商品名　○○○○○
契約金額　○○○○円
販売会社名　○○株式会社○○営業所
担当者○　○　氏

右記日付の契約は解除します。
なお、支払済の○○円を返金し、商品を引き取ってください。

平成○○年○○月○○日

○○市○○町○丁目○○番地
氏名　○○　○○

□□□　□□□□

○○市○○町○丁目○○番地
○○○株式会社
代表者　様

(信販会社宛)

契約解除通知書

契約年月日　平成○○年○○月○○日
商品名　○○○○○
契約金額　○○○○円
販売会社名　○○株式会社　○営業所

右記日付の契約は解除します。

平成○○年○○月○○日

○○市○○町○丁目○○番地
氏名　○○　○○

□□□　□□□□

○○市○○町○丁目○○番地
○○信販株式会社　御中

クーリング・オフをすると・・・

契約は、**無かった状態**に戻ることになります。

●支払った代金は全額返金してもらいましょう。違約金などの請求はされません。

●受け取った商品は、販売会社へ引き取るよう要求します。引き取りに要する費用は販売会社の負担です。

＊クーリング・オフ期間が過ぎていても、自己判断で諦めてしまわず消費生活センターに相談を！

消費生活講座
「冷凍食品の正しい使い方」
を実施しました！！

講師をしていただいた
日本冷凍食品協会
外岡　洋子　氏

先日9月28日、市原市勤労会館(YOUホール)において、市原市消費生活講座「冷凍食品の正しい使い方」を開催しました。

DVD鑑賞、講義、調理実習と約3時間の長丁場となりましたが皆さん楽しそうに参加されていました。

たくさんのご参加ありがとうございました。

講義で学んだポイントを紹介！

冷凍食品の満たすべき条件

①前処理している
②急速冷凍している
③適切に包装している
④品温を－18℃以下で保管している

冷凍食品購入時の注意点

①品温が－18℃以下のもの
②ガッチリ凍っているもの
③包装がしっかりしているもの
④きちんと表示してあるもの
⑤「認定証」マークのついているもの

調理実習で作った4つのメニュー

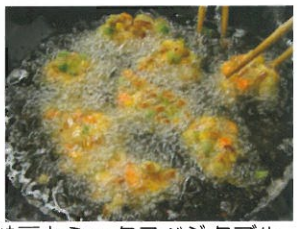

納豆とミックスベジタブル、
シーフードミックスのかき揚げ

簡単しゅうまいお椀

和風根菜の煮物

枝豆のバジルソースがけ

次回は、12月に「エンディングノート」をテーマとして講座を開催する予定です！！
詳しい内容や募集の情報は、12月初旬～中旬頃に広報紙や市のホームページで公開します。
※　内容や予定に変更があった場合は、ご容赦ください

市原市消費生活展開催！

五井大市同時開催

消費者の暮らしのヒントになる情報がいっぱいです
日時：12月1日(土)・2日(日)　10:00～15:00
場所：五井会館１・４階

皆様のご来場をお待ちしております。

市原市消費生活センター
住所　〒290-0081
市原市五井中央西2丁目3番地13
五井会館3階
電話　0436(21)0844
FAX　0436(21)0899

消費生活相談専用電話※
0436（21）0999
相談受付時間　9:00～12:00・13:00～15:00
※消費者からの、業者との契約に関する相談などを受け付けています。